様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

<table>
<tr><td>附属機関等の名称</td><td colspan="3">みよし市いじめ問題調査委員会</td></tr>
<tr><td>開催日時</td><td colspan="3">平成２９年7月２４日（月曜日）
午前１０時から午前１１時１０分まで</td></tr>
<tr><td>開催場所</td><td colspan="3">みよし市役所３階３０１会議室</td></tr>
<tr><td>出席者</td><td colspan="3">小久保裕美、南谷直毅、樋口義治、廣瀬誠、祖父江典人
（事務局）
原田総務部長、廣瀬総務部次長、野々山総務課長、坂口総務課主幹、岡田総務課副主幹、塚崎総務課主任主査
（説明のために出席した職員）
新美学校教育課長</td></tr>
<tr><td>次回開催予定日</td><td colspan="3">未定</td></tr>
<tr><td>問合せ先</td><td colspan="3">総務課　担当者名　岡田、塚崎
電話番号０５６１－３２－８０００
ファックス０５６１－３２－２１６５
メールアドレスsoumu@city.aichi-miyoshi.jp</td></tr>
<tr><td>下欄に掲載するもの</td><td>・議事録全文
・議事録要約</td><td>要約した理由</td><td>議題２は、みよし市情報公開条例第７条１号に規定する情報を含むことから非公開だったため</td></tr>
<tr><td>審議経過</td><td colspan="3">○総務課長；定刻になりましたので、ただ今から、平成２９年度第１回みよし市いじめ問題調査委員会を開催します。本日は、委員の皆様、大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。
始めに、市長から委嘱状の交付を行います。

（市長から委嘱状交付）

○総務課長；ここで、市長からあいさつを申し上げます。

○市長；皆様には、「みよし市いじめ問題調査委員会」の委員にご就任いただき、誠にありがとうございます。
いじめ問題につきましては、滋賀県大津市で起こった中学生のいじめによる自殺事件が大きな社会的問題となったことを契機に、平成２５年９月に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。
同法の施行を受け、本市におきましても、平成２７年４月に、いじめ防止基本方針を定めるとともに、「みよし市いじめ問題調査委員会」を設置いたしました。
本委員会は、いじめによる重大事態が発生したときに、教育委員会からの調査結果の報告を受け、その調査結果について再調査の必要があると認められる場合に、再度調査をお願いするために設置するものでございます。
本市は、現在、８つの小学校と４つの中学校があり、７月１日現在の児童・生徒数は、6,109人であります。</td></tr>
</table>

	委員の皆様には、本市の児童・生徒のため、いじめ問題に対して重責を担っていただくことになりますが、どうぞよろしくお願いいたします。 ○総務課長；ここで、市長は他の公務のため退席させていただきます。 （市長退席） ○総務課長；委員の皆さま、約２年間となりますが、どうぞよろしくお願いします。今回が第１回目の会議ということになりますので、誠に恐縮には存じますが、委員の皆様に自己紹介をお願いしたいと思います。 （自己紹介） ○総務課長；ありがとうございました。続きまして、事務局の職員から自己紹介をさせていただきます。 （自己紹介） ○総務課長；それでは、議題に入る前に、当委員会の委員長の選出をお願いしたいと思います。別冊の参考資料１３ページをご覧いただきたいと思います。「みよし市いじめ問題対策委員会及びみよし市いじめ問題調査委員会条例」第９条で準用する第４条第１項の規定により、委員会には、委員長を置くことになっており、委員の互選により定めることになっておりますので、委員長の選出をお願いしたいと思います。 どなたか立候補、ご推薦、ご意見などございませんでしょうか。 ○廣瀬委員；引き続き小久保先生にお願いできないでしょうか。 （委員　同意） ○総務課長；ただ今、廣瀬委員から小久保委員を御推薦いただき、委員の皆さんの同意をいただきましてので、小久保委員よろしくお願いしたいと思います。それでは、早速ですが、小久保委員長からごあいさつをいただきたいと思います。 ○小久保委員長；委員長を務めさせていただきます。一昨年度から引き続いて、今回が2回目の会議となります。本学は市内にも１校あり、しっかりと委員を務めるようにとの指示と受け止めています。 先ほどの委員の皆さんの意見にもありましたように、いじめ対策は、初動が大切であることと、問題が起きる前に、いろいろなことを見ておかなければならないことが挙げられます。ただ、最近では、問題が表面化しない事案もあり、その場合には対処法の雛形というものはありません。被害者、加害者双方のその時の生徒や家族の状況など、あらゆることを想定しながら考えないと対処法が引き出せないと考えます。何事も起こらないことを願いながら、早めの予防をお願いしたいと考えていますので、よろしくお願いします。 ○総務課長；ありがとうございました。続きまして、委員長の職務代理者の選出につきまして、「みよし市いじめ問題対策委員会及びみよし市いじめ問題調査委員会条例」第９条で準用する第４条第３項の規定

	により、あらかじめ委員長が指名する委員を職務代理者とすることになっておりますので、委員長より職務代理者の指名をお願いしたいと思います。 ○小久保委員長；どの委員の方も本当にすばらしい方ばかりなのですが、職務代理者には、引き続き南谷委員にお願いしたいと思いますが、南谷委員よろしいでしょうか。 ＜南谷委員了承＞ ○総務課長；ありがとうございました。 それでは、これより議題に入らせていただきたいと思います。 「みよし市いじめ問題対策委員会及びみよし市いじめ問題調査委員会条例」第９条で準用する第５条第２項の規定により、委員長が議長となることとなっておりますので、これより先、会議の取回しを委員長にお願いします。 ○小久保委員長；それでは、議題１点目の「みよし市いじめ問題調査委員会について」事務局から説明をお願いします。 ○総務課主任主査；議題1の「みよし市いじめ問題調査委員会について」説明をいたします。 当委員会の設置の経緯としましては、全国でいじめをめぐる問題が深刻化したことを受け、平成２５年９月に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。 この法律の施行を受けまして、みよし市では平成２７年４月に「みよし市いじめ防止基本方針」を定め、また、「みよし市いじめ問題対策委員会及びみよし市いじめ問題調査委員会条例」を制定し、教育委員会所管のみよし市いじめ問題対策委員会及び市長が所管するみよし市いじめ問題調査委員会の２つの委員会を設置しました。 当委員会の所掌事務としまして、「みよし市いじめ問題対策委員会」は、教育委員会の附属機関として、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策に関すること及び重大事態が発生した場合に、その事実関係の調査審議を行います。また、「みよし市いじめ問題調査委員会」は、市長の附属機関として、教育委員会が行う重大事態に係る調査の結果について、市長が必要あると認めたときに再調査を行います。 ※印の部分ですが、ここでいう「重大事態」とは、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定されておりまして、１点目として、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。２点目として、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、年間30日を目安とし、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。とされています。 次に委員会の構成につきまして、委員の数は５人以内とし、委員の選任としまして、委員は、法律、心理、福祉等に関して専門的な知識又は経験を有する者から選任することとされています。委員の任期は２年、再任も可能です。委員の身分は市の非常勤の特別職となります。 最後に４項目の会議の運営につきまして、会議の招集は委員長が招集します。会議の議長は委員長が議長なります。会議の成立は委員長及び半数以上の出席を要する。とされておりますので委員長と委員２名以上の出席が必要となります。議事の議決　出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。こととされています。

	資料の一番最後のページになりますが、１３ページをご覧ください。 　みよし市において、いじめによる重大事態が発生した場合の対応の流れを示したものです。重大事態が発生した場合、学校はみよし市の教育委員会に報告をし、報告を受けた教育委員会はみよし市いじめ問題対策委員会に諮問をし、いじめ問題対策委員会において事実関係等について調査をしていただきます。その調査結果を教育委員会に答申をしていただき、答申を受けた教育委員会は、調査の結果を市長に報告します。 　報告を受けた市長は、その調査結果について、再調査実施の必要があると認める場合には、みよし市いじめ問題調査委員会にその調査結果についての再調査を諮問という形でお願いをし、調査委員会で調査審議をしていただいた結果を市長に答申することとなります。答申を受けた市長は、その調査結果を議会に報告することが義務付けられております。以上が重大事態に関する対処の流れになります。 　以上、説明とさせていただきます。 ○小久保委員長；ただいま、事務局から説明がありました。ご意見、ご質問がございましたら委員の皆さまお願いします。 ○樋口委員；前回開催からの間は、みよし市では重大事態は発生しなかったということでよろしいですか。 ○総務課長；発生しておりません。 ○小久保委員長；それでは、議題１点目については、これで終了することとします。 　次に、議題２点目の「みよし市のいじめの状況について」事務局から説明をお願いします。 ○議題２は非公開のため要約 学校教育課長からの説明について質疑を行った。 ○小久保委員長；次に、議題３点目の「みよし市いじめ防止基本方針について」事務局から説明をお願いします。 ○学校教育課長；議題３点目の「みよし市いじめ防止基本方針について」資料の６ページをご覧ください。国の「いじめ防止基本方針」に基づき、愛知県の基本方針が策定されています。この愛知県の基本方針を基に「みよし市いじめ防止基本方針」は策定されており、資料には平成２８年度のものを載せています。 　現在、文部科学省から、いじめの解消の期間など、この基本方針を見直すべき部分が示されています。愛知県の基本方針の見直し内容を待ち、平成２９年度中に本市の基本方針も見直す予定をしています。 　「みよし市いじめ防止基本方針」を市内すべての小中学校に示しており、これを基に各学校で「学校いじめ防止基本方針」を作成しています。先ほど申し上げたように、市の基本方針の見直しを予定していますので、これに合わせた学校の基本方針も見直しを依頼する予定をしています。 　学校の基本方針は、各学校のホームページを通して各家庭で御覧いただき、学校でのいじめ防止の取り組みを確認していただけるように取り組んでいます。 　以上、説明とさせていただきます。

	○小久保委員長；ただいま、事務局から説明がありました。御意見、御質問がございましたら委員の皆さまお願いします。 ○小久保委員長；平成２９年度の見直しは、どの箇所を見直す予定ですか。先ほどホームページへの掲載の説明がありましたが、その取り組みも見直し内容に含まれるということでしょうか。 ○学校教育課長；ホームページへの掲載は、学校への指導になります。愛知県からも各家庭に学校の取組みを示すようにとの話がありましたので、その手段として各学校のホームページに掲載することを考えています。 　基本方針の変更予定の箇所は、いじめの解消の捉え方の部分などが予定されています。 　いじめの認知件数に対して、いじめが解消されたもの、解消に取り組んでいるものの件数が挙げられていますが、いじめの解消となるための３箇月間の見守りを要する部分が現在の基本方針内には記載されていないため、その箇所の見直しも今回は考えています。 ○樋口委員；重大事態が発生した場合の流れについてですが、いじめ問題対策委員会が調査を行い、その結果が市長に報告され、再調査を行う場合にこの委員会が再調査を行うことになりますが、再調査の対象は具体的には何になるのでしょうか。いじめ防止対策推進法の第３０条第２項に、調査の結果について調査を行うとの記載がありますが、具体的にはもう一度子どもを呼んで調査を行うことなのか、いじめ問題対策員会の委員を呼んで調査を行うこととなるのか、具体的にはどうなるのでしょうか。実際の再調査を行ったところではどのように行ったのでしょうか。 　もう一つですが、再調査を行う場合に、この委員会にはどこまでの権限があるのでしょうか。独自に子どもや親を呼んで聴取りを行ったり、学校にアンケート調査を行う権限などがあるのでしょうか。それとも、対策委員会の調査報告書を検証し、その結果について何か変だということを市長に答申するのか。再調査というものがどこまでのものを示すのかが分からないのですが。実際に重大事態が発生した際に混乱してもいけないと思いますので。 ○総務課主幹；法律では第２８条と第３０条になりますが、重大事態への対象に加え、当該重大事態と同種の事態の発生に防止に資するためとの記載がありますから、実際に起こった事案を対象とすることは法律が当然に求めていることとなりますが、学校の設置者として他の学校で同じような事案が発生することを未然に防止する観点から、市内の他の学校も含めてアンケート調査等を実施することは、法律上期待されているとの解釈ができるのではと考えます。具体的な事例を持ち合わせていないので、ここでは法の読み方と解釈の部分に留まります。当事者となる子どもやその家族に聴取りを行うことも法律上制限されているものではないと解釈できると考えます。 ○樋口委員；一般的には、再調査の対象は当該事案を対象とする限定的な部分のものと考えますが、教育委員会の行う対策の方針を決めることも範ちゅうにした答申を出すことが期待されているのかどうかですが。答申後の再調査の結果を判断するのは、総合教育会議が行うのですか。教育委員会を調査するといった事案が実際にありましたが、そのような場合に市長側で教育委員会の対策に対しても答申を出すといったことまでも期待されているのかどうかなのですが。調査した

	状況にもよるかと思いますが。 ○南谷委員;教育委員会の対策に言及することは結論的には難しいと考えます。実質的には教育委員会からの報告に対して市長部局としてその判断に不足がないかを調査することとなり、場合によっては始めから再調査をすることはあり得ると考えます。 ○樋口委員;その場合にこの委員会がどれだけの権限を持つかということなのですが。 ○南谷委員;おそらく、法律が作成された際に文部科学省でも想定しているのではないでしょうか。 ○小久保委員長;法が想定するものもあるかと思いますが、再度時間を設けて保護者の方から聴取りを行うこともあり得るということですね。 ○総務課主幹;そうしたことが必要な局面もあり得ると思います。 ○小久保委員長;これはと思われることについて、もう一度俯瞰をして、聴取りにより背後にあるものを調べることになりますね。そういったことが必要となれば。ズレが生じた場合に、気持ちの底の部分を丁寧に聴き取るということですね。 ○総務課主幹;そうしたことも期待されていると思います。 ○小久保委員長;先ほど先生がおっしゃった、権限についてですが、学校や学校を管轄する教育委員会に対することとなると、委員会の持つ権限の部分が絡んでくるのですが、改めて学校や教育委員会にも話を聴かせてもらうということもあり得るということですね。 ○総務課主幹;そうしたことも想定されると思います。 ○祖父江委員;愛知教育大学では、いじめによる文部科学省から指導、評価を受けたことがあります、その時は調査も行いましたが、ケアの部分はどうであったのかが問題となりました。大学の附属の学校で起こったのですが、附属学校に対する大学側のケアに不備があったという文部科学省からの指導を受けたことがありましたが、ケアの部分の検討はこの委員会では行わず、別に行うこととなるのでしょうか。調査とアフターフォローとの考えはどうなっているのでしょうか。 ○学校教育課長;いじめの事案に対しては、対応も重要ですが、ケアも重要であると考えています。現在、未然防止も含めて愛知県や市のスクールカウンセラーを配置して対策をとっているところです。いじめの事案が生じた場合に、被害児童、生徒や周りの子どもへのケアを行うため、スクールカウンセラーを県に要望をして手厚く配置する措置はとっていくべきだと考えています。 ○祖父江委員;メンタル面では違う役割を持たせることを考えているということですね。 ○南谷委員;重大事態への対処にケアは含まれないのでしょうか。重大事態への対処は個別事案の中身の問題、同種の事態の発生の防止を広

	く考えるとケアも排除まではされていないと思うのですが。 ○小久保委員長;広い意味では南谷委員がおっしゃったことがあるかも知れないですね。 ○樋口委員;重大事態でなければ、まず学校が一義的に対応をしますが。重大事態が発生した場合にはその中にケアも含まれると考えます。 ○総務課主任主査;教育委員会のいじめ問題対策委員会の調査にもケアの部分は含まれるかと思います。当委員会は対策委員会の行った調査に対しての再調査を行いますので、ケアの部分も排除されていないと捉えてよろしいかと思います。 ○樋口委員；教育委員会の対策委員会の行ったことに対して、妥当であったかを調査するので、調査結果が妥当ではなかったとなった場合は、どのように対策すべきかとの話になるので、それなりの示唆は出すということですね。 ○小久保委員長；この委員会でいろいろな示唆をし、最終的に市長が判断するということですね。 ○学校教育課長；議題２（非公開）に対する質問の確認結果の回答 ○南谷委員；実際に運用しないと何とも言えないですね。正式に調査することとなった場合は、手探りでやるしかないと思います。 ○樋口委員；他市では再調査の事例はないのですか。 ○学校教育課長;他県で調査委員会が開かれたということを報道で聞いたことはありますが、その内容がどうであったかの情報はありません。 ○小久保委員長;いじめ予防については、現在も丁寧に行っているので、今後も丁寧に対応していただき、重大事態が発生しないよう願います。再調査の際には保護者への対応も必要となり委員の皆様も大変かと思いますが、よろしくお願いします。 　それでは、議題３点目については、これで終了させていただきます。その他、何かありますでしょうか。 　特にないようですので、これを持ちまして、平成２９年度第１回みよしいじめ問題調査委員会を終了します。 ○総務課長；ありがとうございました。次回の委員会につきましては、市長から諮問などの案件がありましたら、開催させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。